

別紙 3

非常災害時における北名古屋衛生組合温水プールの管理運営に関する指針（令和9年度版）

（趣旨）

第1条 この指針は、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、北名古屋衛生組合温水プール（以下「施設」という。）の管理運営のあり方について必要な事項を定めるものとする。

（施設の休館）

第2条 次の各号のいずれかに該当するときは、施設を休館する。

- (1) 北名古屋市全域にわたり風水害等が発生するおそれがあるとき又は施設若しくはその周辺地域において風水害等による被害が特に甚大であると予想される時。
- (2) 震度5強の地震が発生したとき。
- (3) 第1次非常配備中で事態が悪化したとき。
- (4) その他組合が必要と認め当該配備を指示したとき。

（講座の中止又は延期等）

第3条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者が実施し、又は実施を予定している講座を中止し、若しくは延期するものとする。

- (1) 講座の開始時間の2時間前において、現に、次に掲げる特別警報、警報のいずれかが北名古屋市に発表されているとき。
 - ア 暴風特別警報
 - イ 暴風雪特別警報
 - ウ 暴風警報
 - エ 暴風雪警報
 - (2) 前号に規定する時間以後から講座終了時間までの間に、前号に掲げる警報のいずれかが、北名古屋市に発表されたとき。ただし、施設の周辺の状況等を考慮して、災害等が発生するおそれがないと指定管理者が認めたときを除く。
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、講座を中止し、又は延期することができる。
- (1) 次に掲げる警報のいずれかが北名古屋市に発表されているとき。
 - ア 大雨特別警報
 - イ 大雨警報
 - ウ 洪水警報
 - (2) その他指定管理者が講座を中止し、又は延期することが適当と認めるとき

3 指定管理者は、前条の規定に基づき施設を休館したとき又は前2項の規定に基づき講座等を中止したときは、中止した講座等の回数に応じ、受講料を返還するものとする。

（専用利用料金の還付）

第4条 次の各号に掲げるときは、既納の専用利用料金の全額を還付する。

- (1) 第2条の規定により施設を休館したとき。
- (2) 前条第1項及び第2項の規定により指定管理者が講座を中止し、又は延期する場合において、施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が当該利用許可の取消しを

申し出たとき。

- (3) 前2号に掲げるときのほか、講座等の実施が予定されていないときであって次のア又はイに掲げる場合において、利用者が当該利用許可の取消しを申し出て、指定管理者が利用料金を還付することが適当と認めるとき。

ア 北名古屋市に前条第1項第1号及び同条第2項第1号に掲げる警報のいずれかが発表されている場合。

イ その他指定管理者が災害等により当該施設及びその周辺地域において相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合。

- (4) 利用日の前日（前日が休館日に当たるときは、その日の直前の休館日でない日）に、台風等により、利用日に北名古屋市に前条第1項第1号及び同条第2項第1号に掲げる警報のいずれかの発表が予想される場合において、利用者が当該利用許可の取消しを申し出て、指定管理者が専用利用料金を還付することが適当と認めるとき。

（個人利用料金の免除等）

第5条 次の各号に掲げるときは、施設を個人利用している者（以下「個人利用者」という。）に災害時利用証明書を交付するものとする。

- (1) 第2条の規定により施設を休館したとき。

- (2) 第3条第1項及び第2項の規定により講座を中止し、又は延期する場合において、個人利用者が利用を中止するとき。

- (3) 前2号に掲げるときのほか、講座の実施が予定されていないときであって次のア又はイに掲げる場合において、個人利用者が利用を中止し、指定管理者が適当と認めるとき。

ア 北名古屋市に第3条第1項第1号及び同条第2項第1号に掲げる警報のいずれかが発表されている場合

イ その他指定管理者が災害等により当該施設及びその周辺地域において相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めた場合。

- 2 前項に規定する災害時利用証明書を係員に提示し、確認を受けてプールを個人利用するときは、当該利用に係る利用料を免除する。

- 3 災害時利用証明書の様式は、別に定める。

- 4 災害時利用証明書は、個人利用1回に限り有効とする。

- 5 第1項各号に掲げるときは、プールを個人利用している者に対し適切な対応を行うものとする。

（報告）

第6条 指定管理者は、第3条第1項若しくは第2項の規定により講座を中止し、若しくは延期したとき若しくは第4条第3号の規定により専用利用料金を還付することが適当と認めるとき、第5条第1項第3号の規定により災害時利用証明書を交付することが適当と認めるとき又は第5条第5項の規定に該当するときは、速やかに組合担当課長に報告するものとする。

（委任）

第7条 この指針の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

非常災害時における北名古屋衛生組合温水プールの管理運営に関する指針（令和9年度版）
の運用について

（趣旨）

第1 この運用規定は、非常災害時における北名古屋衛生組合温水プールの管理運営に関する指針（令和9年度版）（以下「指針」という。）の運用に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2 指針第3条に規定する「講座」とは、北名古屋衛生組合温水プールの設置及び管理に関する条例（令和3年北名古屋衛生組合条例第3号）第5条第4号に基づき北名古屋衛生組合が指定管理者の業務として行わせる事業を指す。

（講座の中止等について）

第3 指針第3条第1項第2号ただし書は、講座の実施中又は実施時間の直近にあっては、一律に講座を中止又は延期させることが適当でない場合も生じうることを考慮して、指定管理者による弾力的な運用を認めたものである。したがって、本号により当然に講座を実施すべきものとなるものではなく、暴風警報等発表時には講座等を中止又は延期することを原則としつつ、指定管理者は、利用者の安全が確保される場合に限り、施設周辺の状況等を考慮して講座を実施することができることとしたものである。

（講座受講料の返還について）

第4 指針第3条第3項は、講座を実施できなかった場合に受講料を返還するものであり、同条第1項第2号ただし書の規定により講座を実施する場合にあっては、当該講座に出席しなかった者に対して講座受講料を返還する必要はない。ただし、暴風警報等発表時には講座を中止又は延期することを原則としていることから、同号ただし書の規定に基づき講座を実施する場合にあっては、特に参加予定者への周知に努めるものとする。

（指定管理者が行う事業の取扱い）

第5 指定管理者が自ら管理する施設を専用利用して行う講座その他の事業についても、指針第3条各項の規定に準じた取り扱いを行うものとする。

（専用利用料金の還付について）

第6 指針第4条第3号は、講座が予定されていない場合においても、講座が予定されている場合と同様の災害状況等の判断により、専用利用料金を還付できるものとする趣旨である。

2 指針第4条第4号は、2日以上にわたって引き続き利用する場合、これらの利用予定のすべてを還付対象にすることができるものとする。

（災害時利用証明書について）

第7 指針第5条に規定する「災害時利用証明書」の提示による利用料の免除は、災害時に利用していたプールを利用する場合に行うものである。

2 災害時利用証明書の交付は、1回券、回数券のいずれかにより施設を利用したかを問わず、個人利用者に交付するものとする。

3 災害時利用証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

別記様式

災害時利用証明書

本日、北名古屋衛生組合温水プールを個人利用していたことを証明します。
本証明書を持参した方は、1回に限り、プールを利用することができます。

発行日

施設名及び使用区分

施設名：北名古屋衛生組合温水プール

使用区分：プール個人利用

(大人・高齢者・子ども：該当する区分を○で囲む)